

○補助付きリース物件の補助金に係る消費税相当額の返還について

※本稿で説明する消費税率（8%）は、平成26年4月1日以降に検収を完了し、貸付開始される物件から適用されます。

通常リース

※課税仕入れできる消費税額と機構に支払う消費税額が同額のため、返還なし。

基本貸付料、譲渡価額の合計額 a
 消費税納付額 = 課税売上げに係る消費税額 - 課税仕入れに係る消費税額

$$\left[\begin{array}{l} \text{機構に支払う} \\ \text{消費税額 (A)} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{仕入税控除となる} \\ \text{消費税額 (B)} \end{array} \right]$$

$A (a \times 8\%)$ a (基本貸付料、譲渡 価額の合計額)	=	$B (a \times 8\%)$ a (基本貸付料、譲渡 価額の合計額)
--	---	--

(A) = (B)

補助付きリース

※補助金に係る消費税相当額が、借受者側で仕入税額控除を受けるため、機構に返還。

基本貸付料、譲渡価額の合計額 a
 補助金額 a'
 消費税納付額 = 課税売上げに係る消費税額 - 課税仕入れに係る消費税額

$$\left[\begin{array}{l} \text{機構に支払う} \\ \text{消費税額 (A)} \end{array} \right] < \left[\begin{array}{l} \text{仕入税額控除となる} \\ \text{消費税額 (B)} \end{array} \right]$$

$A ; a \times 8\%$		<	$B ; (a + a') \times 8\%$
a (基本貸付 料、譲渡価額 の合計額)	a' (補助金)	<	a (基本貸付料、 譲渡価額の合計 額) a' (補助金)

$(B) - (A) = a' \times 8\%$

補助金に係る消費税相当額 = a' (補助金) $\times 8\%$

〔事例：1/2 補助付きリース〕

リース物件の購入価額（税抜） 10,000 千円
リース期間 7年（年1回払い。但し、初回及び最終回の支払額は基本貸付料の1/3及び2/3）
補助金（1/2 補助） 5,000 千円
基本貸付料、譲渡価額の合計額 5,000 千円
リース料の支払額 各回の支払額は下表のとおり

機構へのリース料の支払額

（千円）

区分	1回目	2 "	3 "	4 "	5 "	6 "	7 "	8 "	譲渡代金	計
基本貸付料	214	643	643	643	643	643	643	428	500	5,000
消費税	17	51	51	51	51	51	51	34	40	400
計	241	694	694	694	694	694	694	462	540	5,400

※ 譲渡代金は、譲渡価額と譲渡価額に係る消費税を加えた額を指します。

∴ 機構に支払う消費税額 = 400 千円・・・(A)

(1) リース物件を借り受けた年（度）の課税仕入れに係る消費税額

(5,000 千円(基本貸付料、譲渡価額の合計額) + 5,000 千円(補助金)) × 8% (消費税率)
= 800 千円… (B)

(2) 補助金に係る消費税相当額（機構に返還すべき額）

(B) - (A) = 800 千円 - 400 千円 = 400 千円